

## 小林由佳議員に対する再度の辞職勧告決議（案）

〔日本共産党堺市議会議員団  
長谷川 俊 英 議員 提案分〕

本市議会は、小林由佳議員及び黒瀬大議員による政務活動費又は政務調査費の支出に関する調査特別委員会の調査結果に基づいて、平成29年5月25日、両議員に対して辞職勧告を決議した。

しかし、両議員はその後も堺市議会議員の地位にとどまり続けた。

この行為は、議会の意思を無視するものとして、市民から大きな批判を受け、両議員に対する解職請求署名が行われることになった。

署名収集活動の進展と共に、両議員による政務活動費等の支出に関する疑惑、説明責任の欠如、偽証又は監査委員への虚偽説明の疑いなどの実態についての市民の認識が広がった。

このような事態を受け、黒瀬大議員は去る8月9日に議員辞職願を提出し、議長において許可された。

小林由佳議員は、黒瀬大氏を雇用し、共に受給した政務活動費等の支出にあたった者として、同時にその職を辞すべき立場にある。本来、黒瀬氏と同時に辞職願を提出すべきであったが、同議員はこれを実行しなかった。

他方、同日の報道機関の取材に対して、「信頼回復のために頑張りたい」と答えている。しかし、以来4か月を経ても、小林議員は、報道機関に対しても、また本議会においても、一体どのようにして信頼を回復するかなどの具体的行動を一切示していない。

このような行為は、単に言葉を弄して市民や議会を欺くものであり、これを放置することは、堺市議会への市民の信頼をさらにいっそう損なうものである。

また、前記解職請求署名においては、北区有権者1万4122人の署名が集まったことが関係団体によって明らかにされている。署名数が解職請求に必要な法定数に達しなかったとはいえ、自筆で署名し、住所、生年月日を記入の上、押印をもってする市民の意思表示は非常に重いものと言える。

よって、本市議会は、あらためて小林由佳議員に対して、直ちにその職を辞するよう勧告する。

以上、決議する。

2017年 月 日

堺市議会